

県有施設における農薬・殺虫剤等薬剤適正使用ガイドライン

1 趣旨

農薬、殺虫剤等の薬剤は適正に使用されない場合、人の健康や生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。

このため、屋内外で行う病害虫、ねずみ・昆虫等防除については、薬剤のみに頼るのではなく、適切な防除技術を組み合わせて、人の健康に対するリスクと環境への負荷を最小限にとどめるように実施することが求められるなど、県民の安全・安心への関心が高まっている。

そこで、県有施設における病害虫、ねずみ・昆虫等防除に当たっては、農薬、殺虫剤等薬剤の適正使用を徹底し、施設利用者や周辺住民等に健康被害が生じないよう配慮する取り組みを、県が率先して推進することを目的として、このガイドラインを定めるものである。

なお、このガイドラインは、災害時等において緊急的に薬剤を使用しなければならない場合は適用しない。

2 対象

対象施設等：県が所有又は管理する建物、土地及び樹木等の植物

対象薬剤：農薬、殺虫剤、殺そ剤及び消毒剤

注) 農薬：農作物（樹木及び農林産物を含む。）を害する病害虫及び雑草等の防除に用いられる殺虫剤、殺菌剤、除草剤、殺そ剤、忌避剤等の薬剤及び植物成長調整剤であって、農薬取締法に基づき農林水産大臣の登録を受けた薬剤

殺虫剤：人の健康を損なう昆虫等及び人に不快感を与える昆虫等の防除に用いられる薬剤（農薬を除く。）

殺そ剤：ねずみの防除に用いられる薬剤（農薬を除く。）

消毒剤：病原微生物の消毒に用いられる薬剤（器具、人体等の消毒に用いられる薬剤を除く。）

3 薬剤の適正使用に係る配慮事項

(1) 農薬

ア 病害虫の発生予防

日頃から病害虫の発生を予防するため、公園や街路樹等では、通風や日当たりをよくするよう枝葉の間引きやせん定、病害虫の越冬場所や伝染源となる落ち葉や枯葉の処理などに努める。

イ 病害虫及び雑草の早期発見

定期的な生息調査などにより、日頃から樹木等をよく観察し、病害虫及び雑草（以下「病害虫等」という。）の発生の早期発見とその状況把握に努める。

ウ 防除の考え方

防除を実施するに当たっては、病害虫等の発生状況を確認し、害虫の捕殺、防虫網の利用、被害を受けた部分のせん定、抜き取り等による雑草の除去等の物理的防除を優先的に行う。

農薬の使用は、物理的防除では困難な場合のみとし、病害虫等の発生状況に関わらず定期的な農薬使用はしない。

エ 農薬の適正使用

(ア) 使用する農薬は、農薬取締法に基づいて登録された農薬を、そのラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用する。

なお、除草剤は、非農耕地であっても登録農薬を使用するよう努める。

また、農薬は原則として混合して使用しない。複数の病害虫が発生して混合せざるを得ない場合であっても、これまでに知見のない農薬の組合せによる混合は行わない。特に有機リン系農薬同士の混合は絶対に行わない。

(イ) やむを得ず農薬を使用する場合は、必要最小限の量及び区域とするとともに、定められた使用方法の中で、まず、誘殺、塗布、樹幹注入等の散布以外の方法を優先して行う。

(ウ) 農薬を散布する場合は、粒剤等の飛散の少ない形状の農薬を使用したり、農薬の飛散を抑制するノズルを使用するなどし、近隣への影響が少ない無風又は風が弱い日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向き等に注意して、農薬の飛散防止に最大限配慮する。

(エ) 農薬を散布する場合は、事前に周辺住民等に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類、作業方法等について十分な周知に努める。

特に、近隣に学校、通学路等がある場合は、学校や子供の保護者等への周知を行うとともに、散布は通学時間を避け、必要に応じて子供が近づかないような措置を講ずるなど最大限配慮する。

また、公園等での散布についても、たて看板等により散布区域内に人が立ち入らないよう最大限配慮する。

なお、散布以外の方法により農薬を使用する場合も、必要に応じ周知に努める。

(オ) 農薬を使用した場合は、使用した年月日、場所、対象植物、農薬の種類又は名称、使用量、希釈倍率について記録し、5年間保存する。

オ 業者委託

農薬による病害虫等の防除を業者に委託して行う場合は、農薬の適正使用の観点から、愛知県農薬管理指導士、防除指導員、農薬安全コンサルタント、緑の安全管理士、技術士（農業部門・植物保護）のいずれかの資格を有する者を防除責任者に置く業者の中から選定し、このガイドラインの規定について、必要な事項を仕様書に記載するとともに、受託業者と十分に打合せを行う。

(2) 殺虫剤及び殺そ剤

ア ねずみ・昆虫等の発生予防

日頃からねずみ・昆虫等の発生を予防するため、清掃の徹底など、環境整備を含んだ発生源対策に努める。

イ ねずみ・昆虫等の早期発見

定期的な生息調査などにより、日頃から衛生状態に注意を払い、ねずみ・昆虫等の発生の早期発見とその状況把握に努める。

ウ 防除の考え方

定期的な生息調査の結果、ねずみ・昆虫等の発生が認められるなど防除が必要な場合は、まずは、環境整備を含んだ発生源対策及び侵入防止対策を行い、粘着トラップを用いるなどの物理的防除を優先し、有効かつ適切な方法を組み合わせて防除を行う。

また、ねずみ・昆虫等の発生状況に関わらず定期的な殺虫剤・殺そ剤使用はしない。

なお、乳幼児など、健康に配慮する必要がある人がいる区域については、殺虫剤・殺そ剤の使用をなるべく避ける。

エ 殺虫剤及び殺そ剤の適正使用

(ア) 使用する殺虫剤（人の健康を損なう昆虫等※用に限る。）・殺そ剤は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いる。

※ゴキブリ、はえ、蚊、のみ、しらみ、ダニ等をいう。

(イ) 使用する殺虫剤・殺そ剤は、その容器包装等に記載された用法、用量その他使用及び取扱い上必要な注意を守って使用する。

(ウ) 殺虫剤・殺そ剤を使用する場合は、薬剤の種類、薬量、処理法、処理区域について十分な検討を行い、まず、誘殺、塗布等の散布以外の方法を優先して行う。

また、食毒剤（毒餌剤）を使用する場合は、誤食防止を図るととも

に、防除作業終了後、直ちに回収する。

(エ) 殺虫剤・殺そ剤を使用した後は、必要に応じ強制換気や清掃等を行うことにより、施設利用者等の安全確保の徹底を図る。

(オ) 殺虫剤・殺そ剤を使用する場合は、施設の利用者等に対して、日時、作業方法等について十分な周知に努める。

(カ) 殺虫剤・殺そ剤を使用した場合は、使用した日時、場所、薬剤の種類又は名称、使用量、希釈倍率等について記録し、5年間保存する。

オ 業者委託

殺虫剤・殺そ剤を使用するねずみ・昆虫等の防除を業者に委託して行う場合は、殺虫剤・殺そ剤の適正使用の観点から、このガイドラインの規定について、必要な事項を仕様書に記載するとともに、受託業者と十分に打合せを行う。

(3) 消毒剤

消毒剤を使用する場合は、(2) エ及びオを準用する。

なお、(2) エ (ア) については、食品衛生法の規定による食品添加物の使用を妨げない。

4 周知・啓発

県有施設における農薬、殺虫剤等の薬剤の適正使用を図るため、施設の管理者、病害虫等防除の責任者、薬剤使用者等を対象に、研修会等を実施し、このガイドラインの周知徹底を図る。

また、県内市町村等へのこのガイドラインの普及・啓発に努める。

附則

このガイドラインは、平成20年3月7日から施行する。

附則

このガイドラインは、平成25年7月12日から施行する。ただし、3(1)オの業者委託に係る資格要件については、平成26年4月1日から施行する。

附則

このガイドラインは、平成28年3月24日から施行する。